

関係各機関の皆様へ

東日本大震災の復興に関わる緊急提言

2011年5月13日

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会
会長 高橋儀平

この度の東日本大震災における犠牲者の皆様並びにすべての被災者に心よりお見舞い申し上げます。

今回の東日本大震災は広域にわたる被災地域と極めて多くの被災者という点で過去に例をみません。国・自治体・市民・研究者は総力を挙げて復旧、復興に対応しなければならないと考えます。この間、私ども一般社団法人日本福祉のまちづくり学会でも宮城県、岩手県、茨城県、福島県を現地調査して、私ども学会の優位性であります福祉のまちづくりに関わる実践力と専門分野の連携という特色を生かし、高齢者、障害者を中心にすべての被災住民に対してどの様な支援をとるべきか、どのように地方自治体、各種団体と協働、連携して復興を推進することができるか検討を進めてまいりました。

以下、現時点における提案ではありますが、国、県、市町村をはじめ様々な関係機関が高齢者、障害者をはじめすべての被災者に対応すべき諸課題を次のように取りまとめました。

是非ご一読いただき今後の復旧、復興活動のご参考にしていただければ幸いです。

凡例：(緊)は緊急を要する課題、(中)今後数年間の課題、(長)3～5年以降の長期課題

1. 避難対策

(1) 避難方法を含む様々なネットワークの形成

(緊) 現在の避難場所における余震等今後の災害時の避難体制の構築、避難ルート及び安全な二次避難場所の確保、近隣による安否確認体制など、避難住民のための二重、三重の避難方法を構築しておくことが必要です。

(中・長) 特に、高齢者単独世帯、障害者世帯の避難対策については抜本的な対策が求められています。

(緊) 平常時からの家族、本人、支援者(地域外支援者は特に重要)、及び公的機関との連絡網体制と連携体制を再点検し、それらの体制を具体化する対応が早急に求められます。

(2) 避難所、仮設住宅のバリアフリー

(緊) 高齢者、障害者の多くは、住み慣れた地域で家族との生活を望んでいます。今後避難所から移り住む仮設住宅での生活は長期になると予想されますので、入居者の心身負担を可能な限り軽減しうる居住の場を確保するとともに、長期的な

視点で介護ニーズを把握し供給する必要があります。仮設住宅内外の環境では、子ども、高齢者、障害者に対応したバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を強化、推進する必要があります。

(3) 情報対策、情報伝達

(中・長) 被災情報は今後の防災計画立案に必要不可欠です。そこで高齢者、障害者の被災状況を取りまとめ、今後の復興、防災計画に十分反映する必要があります。

(中・長) 特に災害伝達・通信機能が途絶えた際の高齢者単身世帯や障害者世帯への情報伝達方法、体制の確立が重要です。長期的には携帯電話、メール、ソーシャルネットワークシステム等の活用方法について検討が必要になるでしょう。

(4) 障害者・高齢者の生活支援

(緊) 被災状況には差異があります。そこで、一人ひとりの生活に十分配慮した介護、医療、保健衛生等に関わる支援を行うため、緊急に人材確保、養成を図り、被災地では人材派遣をコーディネートする地域密着型公的機関の立ち上げが求められています。

(中・長) 特に単身世帯の避難場所での生活支援は、相当な体制作りが必要になります。

2. 仮設住宅、復興住宅、まちづくり

(1) 高齢者・障害者など環境適応への配慮

(緊、中) 仮設住宅の整備、復興住宅、まちづくりの計画では、高齢者、障害者など日常生活に心身の負担が強まる人への配慮を十分に行い推進する必要があります。特に介護関係、サポート関係（医療体制を含む）の維持、支援者の交替等が円滑に行われるようにする必要があります。

(中・長) 高齢者・障害者の復興住宅、通所、入所施設は大津波が予想される低地には作らないことが望まれますが、当該する住民との十分な協議のもと、地域での復旧方針、近隣関係の維持、商業施設・まちの再生を重視しながら、推進する必要があります。住宅、公共施設と商業施設等が離れて整備される場合もありますが、その際には安全な歩行空間計画はもとより、高齢者、障害者等の移送システムについても十分検討する必要があります。

(中・長) バリアフリー新法に基づくユニバーサルデザインやノーマライゼーションの考え方に基づく住宅、まちづくりを徹底的に推進する必要があります。今後再整備される歩行道、交通機関、復興住宅、公共施設配置については地域行政、住民との十分な協議に基づいて立案される必要があります。

(2) 車社会の在り方の検討

(長) 自動車避難による被災が数多く報告されています。復興のまちづくりでは、道路の再構築、公共交通の再生、歩車共存道路等の計画について十分な検討が必要と思われます。一部自家用車の乗り入れ制限地区を設定して歩行者の安全な避難ルートを確保するなどの計画も求められます。

3. 働く場の支援

(1) 復興計画と就労支援

(長) 漁業関係者の中には障害者等の働く場が存在しています。従って、今後の復興計画においては、こうした就労の場の再構築についても十分な配慮が必要です。

4. 津波対策と教育

(1) 津波対策と教育

(緊・中) 明治以降に甚大な被害をもたらした津波対策についてみると、自治体間でその対策にばらつきがあります。過去の津波避難でも避難勧告や避難指示が出て避難しないケースがみられます。このことから地域住民に対する避難教育、避難体制の抜本的見直しと避難の徹底化が早急に求められます。

5. 計画停電の実施に伴う新たなバリアの対策

(1) 鉄道などにおける移動困難者の配慮

(緊) 車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー利用者などでは計画停電に伴う新たな移動困難が生じます。鉄道駅など公共交通機関でのバリアフリー化が進捗し始めていますので、今後も移動が困難な多様な市民に十分配慮して、エレベーターや重要な経路に位置するエスカレーターの運休を避けることが求められます。

(2) 鉄道施設の案内、サインへの配慮

(緊) 駅構内の内照式案内やサインは弱視者などの移動困難者に重要な設備です。今後計画停電等により消灯を行う場合には、別途十分な情報提供が必要です。

以上、本学会からの緊急提言を取りまとめました。もとより上記の提言は今後の対応に関わる一部に過ぎませんが、各関係団体におかれましては十分にご検討をお願いします。

本学会は、阪神淡路大震災の復興支援を契機に設立された学会です。会員の専門分野も、都市計画、交通計画、機械工学、建築、住宅、まちづくり、観光、社会福祉、心理、リハビリテーション工学など多岐にわたります。

このような多様な専門分野を有し、福祉のまちづくり、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進する私ども学会では、この度の復興計画にしっかりと立ち向かうべき責務があると痛感しています。当学会を是非積極的にご活用されるよう望みます。下記に当学会本部連絡先を記しますので、ご遠慮なくご相談下さいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科内

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会事務局 小林佳代

Tel&Fax 048-468-6351 (名取研究室直通)

Mail kobayashi@fukumachi.net

<http://fukumachi.net/>